

29 公益社団法人宮城県物産振興協会

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区上杉1丁目14-2			代表者	会長 伊藤 秀雄
電話	022-263-5050	ファックス	022-263-5369	ホームページ	http://www.miyagibussan.or.jp/
設立	昭和30年7月11日	改革分類	改善支援団体	県担当課	農政部 食産業振興課
出資等の状況	第1位 - (-) 千円	第2位 - (-) 千円	第3位 - (-) 千円	その他	- (-) 千円
設立目的(定款等)	宮城県の物産振興に関する事業を行なうことにより、地場産業の育成を図り、地域文化の向上及び地域社会の発展に寄与する。				出資等総額 (0 千円 0.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
事業1	公益目的事業	455,884	449,527	357,310	県産品情報発信・販路開拓(アンテナショップ運営等)、生産者育成事業(講演会等)
	全体事業に占める割合	69.1%	69.6%	66.0%	
事業2	収益目的事業(販売事業等)	105,796	103,992	129,935	県産品の販売、物産展
	全体事業に占める割合	16.0%	16.1%	24.0%	
事業3	収益目的事業(飲食店事業)	97,842	92,187	53,920	アンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」イートインコーナーの運営
	全体事業に占める割合	14.8%	14.3%	10.0%	
その他の事業					
	全体事業に占める割合				
全体事業費		659,522	645,706	541,165	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
宮城県産品の生産から販売までサポートすることにより、地場産業の育成と県産品の販路拡大を図ることを目的とする。	当該団体は物産展への参画・アンテナショップ運営・卸取引等による県産品のブランディング・販売促進に加え、県産品の製造・販売事業者の資質向上を図るなど、物産振興全般に係る事業展開を行っている。今後も本県及び各市町村と密接な連携を保ちながら、本県経済の発展に資する施策展開が期待される。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和2年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
コロナ禍による休業要請等によりアンテナショップの売上実績は前年度の約7割程度まで落ち込み、物産展も相次ぐ開催中止により前年度の半分程度の実績になる等、各事業で大きな影響を受けた。販路を求める事業者が多い中、当協会でも限られた事業しかできず、県産品の消費拡大の面で十分な役割を果たすことができなかった。	コロナ禍により、対面販売が大幅減となっており、当該団体もアンテナショップや物産展といった既存の販売方法について、売上を大きく落としている。一方で、非対面、非接触販売が可能なEC市場が大きく成長していることから、当該団体の役割を果たすため、EC販売に対応するための人材育成や、団体ならではの新たな販売モデルの確立といった、コロナ禍での「県産品の販売促進」と「団体の経営基盤強化」に資する効果的な取組が必要である。

(3) 団体に対する総合評価(令和2年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	コンプライアンス規程を整備し、公的機関としての社会的信用の向上に努めた他、嘱託職員から正職員への内部登用を行い、人材の確保を行った。	コンプライアンス規程やマニュアルの整備により、組織運営の健全性は改善されている。今後はコロナ禍による市場のニーズの変化に対応できるような人材育成・登用が必要である。	A
ロ 財務の健全性 ※1	様々な制約の中で、収益は大きく減少し、正味財産がマイナスに転じた。コロナ収束による景気回復の目的が立たない中、経費の削減や助成金制度の活用等により、赤字幅の圧縮に努めている。	コロナ禍によるアンテナショップの時短営業や物産展の中止等により、収益が大幅に減少している。コロナ禍は今後も続くと思われ、アンテナショップや物産展以外の、新たな収益確保の仕組みを確立する必要がある。	C
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	コロナ禍により、従来通りの事業再開は当面望めない状況にあることから、財務の改善を図るため、非対面型の販売事業にシフトできるように準備を進めている。しかし本格的な事業化までは相応の資金やノウハウの蓄積が必要となり、厳しい財務状況の中でどこまでできるかが課題。	組織運営の健全性が改善される一方、コロナ禍により財務の健全性が悪化している。今後はコロナ禍により拡大しているEC市場への対応や、団体の特性を生かした販売方法の確立等により、変化している市場ニーズへいかにして順応していくかが課題。	総合評価 B

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況 (単位:千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
貸借対照表	資産合計	181,741	145,885	209,103	63,218
	流動資産	115,414	102,810	162,603	59,793
	固定資産	66,327	43,075	46,500	3,425
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	175,150	143,686	215,702	72,016
	流動負債	115,604	105,405	171,264	65,859
	固定負債	59,546	38,281	44,438	6,157
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	6,591	2,199	△ 6,599	△ 8,798
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	6,591	2,199	△ 6,599	△ 8,798	
正味財産増減計算書	経常収益	677,375	648,980	537,960	△ 111,020
	うち事業収益	630,443	602,821	471,646	△ 131,175
	経常費用	665,556	653,230	546,616	△ 106,614
	うち管理費	6,176	7,524	5,451	△ 2,073
	評価損益等調整前当期経常増減額	11,819	△ 4,250	△ 8,656	△ 4,406
	当期経常増減額	11,819	△ 4,250	△ 8,656	△ 4,406
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	9,223	△ 4,392	△ 8,798	△ 4,406
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	9,223	△ 4,392	△ 8,798	△ 4,406	
県の財政的関与	補助金	0	0	0	0
	委託金 ※2	33,454	32,856	39,483	6,627
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	33,454	32,856	39,483	6,627
	総収入 ※3	677,375	648,980	537,960	△ 111,020
	総収入に対する補助金等割合	4.9%	5.1%	7.3%	
	単年度貸付額	22,500	22,500	78,000	55,500
	年度末貸付金残高	0	0	78,000	78,000
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	3.6%	1.5%	-3.2%	-4.7%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	99.8%	97.5%	94.9%	-2.6%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	12.4%	12.3%	37.3%	25.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	1.7%	-0.7%	-1.6%	-1.0%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	0.9%	1.2%	1.0%	-0.1%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (6月末現在)	令和2年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	19 (0)	19 (0)	19 (0)	平均年齢	1名のため非公開			
職員	常勤職員 (※4)	6	7	7	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公表			
	プロパー職員	6	7	7					
	県OB	0	0	0	常勤職員(プロパー)				
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢	43.7			
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公表			
上記以外の職員(※5)	22	22	21						
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %	不足数	-

※4 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

29 公益社団法人宮城県物産振興協会

<組織運営の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程 ※処務規程第2章「組織及び事務分掌」	■
			会計規程 が同様のものと認められる場合	■
			契約規程	■
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程	■
		施設等の管理規程	□	
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	■
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	□
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	□
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	□
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	□
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□
○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組みを行っている。（取組内容： ）（1点）	□			
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理事務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的な指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	□	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
役員の報酬・退職金に関する規定	□				
合計（10点満点）				8	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
コンプライアンス規程を整備し、公的機関としての社会的信用の向上に努めた他、嘱託職員から正職員への内部登用を行い、人材の確保を行った。	コンプライアンス規程やマニュアルの整備により、組織運営の健全性は改善されている。今後はコロナ禍による市場のニーズの変化に対応できるような人材育成・登用が必要である。	A

＜参考指標＞
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

29 公益社団法人宮城県物産振興協会

＜財務の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	(公益法人) 正味財産増減額と 収支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0
		収支相償を満たしているか。	②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1
			③当期のみ増加又は黒字	2
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3
			⑤3期連続増加又は黒字	4
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	①正味財産比率が30%未満	0	
		②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	①自己資本比率が30%未満	0	
		②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適正性【流動比率】	①下記以外	0	
		②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価		
4	補助金等依存の抑制	総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合=補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
			②①又は③以外	1	
			③対前期減少幅が2期連続2%以上,又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制【借入金依存度】	借入金依存度は抑制されているか。(3期比較) [借入金依存度(%)=(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	0
			②当期≤前期,又は当期≤前々期	1	
			③当期≤前期≤前々期,又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況	累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	0
			②累積なし	2	
合計 (13点満点)					3

団体による自己評価 (概況, 今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
様々な制約の中で, 収益は大きく減少し, 正味財産がマイナスに転じた。コロナ収束による景気回復の目途が立たない中, 経費の削減や助成金制度の活用等により, 赤字幅の圧縮に努めている。	コロナ禍によるアンテナショップの時短営業や物産展の中止等により, 収益が大幅に減少している。コロナ禍は今後も続く予想されることから, アンテナショップや物産展以外の, 新たな収益確保の仕組みを確立する必要がある。	C

＜参考指標＞
合計点が 11～13点の場合：A (概ね良好) 7～10点の場合：B (改善の余地あり) 3～6点の場合：C (改善措置が必要) 0～2点の場合：D (大いに改善措置が必要)

団体番号	29	団体名	公益社団法人宮城県物産振興協会	県主務課	農政部 食産業振興課
第Ⅶ期計画における 県の改革の進め方	団体は、将来を見据えた経営基盤の確立を図るために検討会議を設置して中長期的な経営改善方法等の検討に着手しているところであり、その議論を注視しながら当該団体の収支改善や事業見直しなどに関して必要な助言又は指導を行います。				

(1) 経営改善の目標

東京アンテナショップの安定した運営を継続しながら、アンテナショップとしての機能を充実させていく。また、協会として公益性のある事業運営を進め、公益社団法人としての目的を果たすべく、事業の見直しや経営改善を推進する。

(2) 改革スケジュール及び取組状況（令和2年度）

主体	改革スケジュール	取組状況
団体	1 収支改善の取組強化 インターネット通販サイトの刷新による販路拡大	○既存のインターネット通販サイトのデザインの変更や掲載商品の拡充を行い、利便性の向上を図った。 ○仙台放送と共同運営を行ってきた「地産地消市場仙台いろは」閉店に伴い、ECに特化した物産販売にシフトすることから、販売する商品の企画や販促業務において、より協力関係を強化することとした。（事業はR3年度より実施） ○YouTube動画を仙台放送と共同で制作・配信を開始した。
県	1 公益社団法人及びアンテナショップの事業展開に係る、公益性・収益性を踏まえた、指導・助言・側面支援の実施	1 定時総会、理事会への出席や監査の立ち合いに加え、当該団体と連携した物産展において、適切な運営に資するよう随時助言等を実施した。 また、東京駅地下でのアンテナショップの出張販売について提案を行ったり、大企業のCSR担当に県産品販売事業者として紹介する等、側面支援も実施した。

(3) 数値目標及び実績

項目	単位	平成30年度		令和元年度		2年度		3年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
収支差額の改善	千円	4,800	11,819	5,200	▲ 4,250	5,600	▲ 8,656	6,000	

(4) 公社等外郭団体経営評価委員会の意見

【令和3年2月】
○団体は、消費者ニーズに対応した販売手段の導入や販路の開拓、内部人材の育成など、物産の販売数量の拡大に向けた販売戦略を構築し、収支改善に取り組むこと。
特に、Eコマースは競争が激しい分野であることから、Eコマースに長けた外部専門家を有効に活用するとともに、公益法人としての役割を意識して事業展開を図ること。【団体】
○公益性を確保する上でも会員数の増加を図ることが重要であることから、団体は、県内事業者のニーズや団体に対する期待を的確に捉えた上で、会員になるメリットの一層の充実を図り、会員数の増加に努めること。【団体】
○団体は、公益法人であることの利点及び制約、団体の役割、財務状況、事業の効率性等を考慮し、一般法人化をはじめとする組織形態の見直しや、営利事業と非営利事業の分割、他団体との統合などの組織再編の可能性について、県と共に検討すること。【団体・県】

(5) 特記事項

- ・平成24年10月 社団法人から公益社団法人へ移行【団体】
- ・平成28年12月 活性化プラン検討会議の設置【団体】
- ・平成31年3月 活性化プランの策定【団体】